

# 平成 27 年度 全国的入居支援連携事業

## 活動報告書

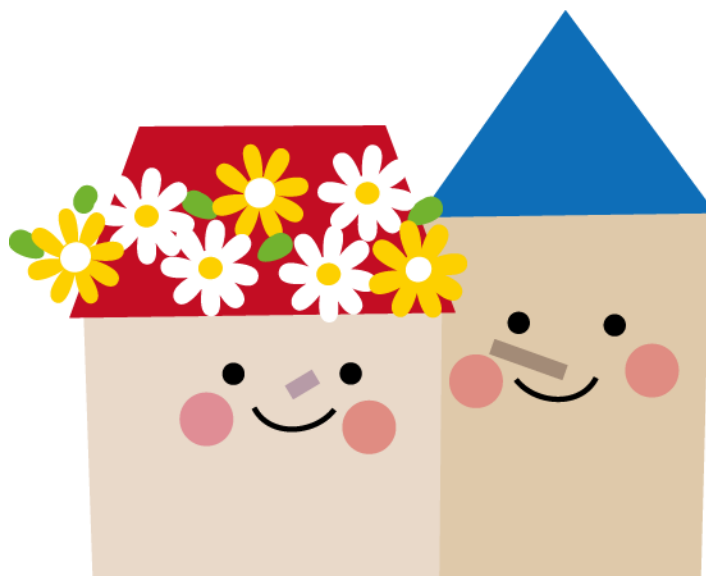


平成 28 年 3 月

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

平成 27 年度 全国的入居支援連携事業活動報告書 目次

実行委員会の開催	2
実行委員会の概要	2
出雲調査報告	4
大牟田調査報告	10
仙台調査報告	22
福島調査報告	34
シェルターの運営	43
活動報告会の概要	44



## 実行委員会の開催

昨年度、おかやま入居支援センターでは、鹿児島と高知で活動する居住支援団体とともに「実行委員会」を組織し、情報共有と課題の整理、提言の取りまとめを行いました。

今年度は、新たに大牟田で活動する居住支援団体を加え、4団体で他地域における居住支援の取組みを調査したり、課題の整理をしたりするための実行委員会を6回開催しました。

### 第1回 今年度実行委員会の顔合わせ・日程や方針の検討

日時：平成27年8月22日 17:00～18:45

場所：岡山国際交流センター5階会議室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、岩田、阪井、永井、長鋪、水澤。

NPO 法人やどかりサポート鹿児島：芝田、鶴田。

NPO 法人あまやどり高知：入江。

大牟田市居住支援協議会：川地、蔵森。

大阪人間科学大学：石川。

全国宅地建物取引業協会連合会：岡崎。

今年度の実行委員に集まっていたいただき、顔合わせを行いました。また、第2回以降の実行委員会の日程や、今年度実行委員会のおおまかな方針について話し合いました。

### 第2回・第3回・第4回 他地域の居住支援の取組調査

出雲、大牟田、東北（仙台・福島）での居住支援の取組みを調査しました。

第2回（出雲） 平成27年10月7日、8日

第3回（大牟田） 平成27年11月9日

第4回（東北） 平成28年1月15日から17日まで

第2回から第4回までの調査については本冊子4ページ以降で詳述します。

#### 第5回 調査内容の共有、課題のまとめ

日時：平成28年2月7日 9:30～12:00、13:00～16:00

場所：岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 703会議室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、長鋪、水澤、中村。

NPO 法人やどかりサポート鹿児島：芝田、鶴田。

NPO 法人あまやどり高知：森本、山崎。

大牟田市居住支援協議会：川地、蔵森。

実行委員会において調査の内容を共有し、課題の整理を行いました。昨年度の提言を振り返り、今年度の進展について情報共有しました。残っている課題に対して、必要な取組みを議論しました。

#### 第6回 活動報告準備、来年度の活動の検討

日時：（準備会合）平成28年2月19日 18:00～19:00

（実行委員会）平成28年2月20日 9:30～13:00

場所：（準備会合）カイロス2階

（実行委員会）岡山市勤労者福祉センター2階会議室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、長鋪、水澤。

NPO 法人やどかりサポート鹿児島：芝田、鶴田。

NPO 法人あまやどり高知：森本。

大牟田市居住支援協議会：川地、蔵森。

活動報告会に向けて、今年度の調査と活動から浮かび上がってきた課題と、今後必要な取組みについて議論しました。また、来年度の活動についても話し合いました。

## 社会福祉法人ふあっと（島根県出雲市）調査報告

日時：平成 27 年 10 月 7 日、8 日

場所：島根県出雲市武志町 693-1 ほか

出席者（敬称略）：

地域生活支援センターふあっと：矢田。

NPO 法人あまやどり高知：山崎。

NPO 法人やどかりサポート鹿児島：鶴田。

大牟田市居住支援協議会：蔵森。

大阪人間科学大学：石川。

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、長鋪、阪井、永井。

### 一 「ふあっと」等の概略説明

地域交流ホーム「つどい」において、矢田さんから説明を受け、質疑応答を行った。矢田さんの説明は、「出雲における居住支援」というタイトルのパワーポイントを使用し、その抜粋のプリントアウトも配布され、それを解説する形で進行した。以下、そのプリントアウトのページに応じたメモを記載する。

#### 1 「ふあっと」を立ち上げた経緯について

矢田さんは精神科医療に関係していたが、いわゆる社会的入院について疑問を持っており、相談支援事業所の立ち上げの必要性を感じていた。出雲では精神障害者の地域支援が先進的であったことから立ち上げの素地があったことが指摘された。

#### 2 相談支援について（2 ページ）

相談支援は、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援の 3 種である。

このうち、基本相談支援は、対象はなんでも受けるものである。市町村がその窓口で実施するか、あるいは市町村の委託で民間が実施している。ただ、役所の窓口で実施した場合は事務的になる傾向があるというのが実態である。

計画相談支援はケアマネジメントのことである。

地域相談支援は指定一般相談事業所で実施している。退院がスタートラインで、内容は退院後の支援である。

#### 3 サービス利用計画について（3 ページ）

相談支援事業所によるサービス利用計画の策定は、自動車の運転に例えると、相談支援専門員が運転手で、本人がナビである。つまり、どこへ生きたいかという希望を本人が述べて、それを具体化、実現する方法を見つけるのが相談支

援専門員である。意思の疎通が重要で、「目標の共有」と「連携・協力」がポイントとなる。

#### 4 住居支援を考える（指定一般相談支援）（4 ページ）

##### （1） 地域移行支援事業

入院当初は退院希望が強いが、病状が落ち着いたころには退院意欲が弱くなっているため、まずそれを喚起する必要がある。これにはピアサポートが役立っている。サービス料は 23,000 円／月。退院時は 27,000 円／月。

##### （2） 地域定着支援事業

24 時間の相談体制が必要であるが、実施すべき事業であり、出雲では 59 人の利用者登録がある。登録費は 3,000 円／人・月。

「ふあっと」での運用は、担当者が夕方 6 時から翌朝までその電話を持って、担当者に 1,000 円の手当を付けている。金曜日は土日を挟んで月曜日の朝まで担当することになるので手当を 2,000 円にしている。緊急訪問をした場合は、市町村への報告が必要であるが、7,000 円／回の費用が出る。

地域居住期間が 3 か月になると、病院が「退院」にカウントできるので、その期間はがんばるようにしている。矢田さんの感覚では、3 か月間地域で居住できた人はその後も地域に定着できている。

他方、岡山では地域移行支援を受ける人数は多いが、地域定着支援を受けている人数が少ない。これは相談員の負担がすでに重いことが原因である。

##### （3） 居住サポート事業（地域生活支援事業）

###### サービス等利用計画作成（計画相談支援事業）

アパートを借りる際に保証人を求められる。本人は地域で生活する能力があるにもかかわらず、保証人が無いため地域移行ができない場合があり、これに対応するために出雲市社会福祉協議会が「障がい者入居債務保証事業」を立ち上げた。

利用条件として、障がい者相談支援事業所の居住支援を受けていることが要求されており、日常生活自立支援事業の金銭管理を利用することもある。

保証の範囲は家賃および共益費・管理費の滞納と、原状回復費用であるが、ケースに応じた限度額を設定している。保証は 2 年単位として、保証料は 2 年で 1 万円である。現在の利用者は 10 名程度で、民間賃貸住宅で利用している。

現在の地域移行の物件はグループホームではなく、通常の賃貸住宅である。一人で暮らしたい人にはグループホームは向いていない。ただ、現在では公

営住宅への入居を求めている。

オーナーや不動産業者との関係では、物件の不満は「ふあっと」がすべて窓口になっている。精神専門の訪問看護ステーションとリンクして対応している。

#### (4) 地域のインフォーマルな支援

地域移行が成功するためには、自立支援協議会が実質的に機能していることが必要であることはもちろんであるが、専門家ばかりでは偏ったことになり、地域のインフォーマルな支援も同時に必要である。

#### (5) 退院促進による生活保護費削減

生活保護受給者の入院者に着目して、退院促進によって生活保護費の削減を目指す国のモデル事業を出雲で実施した。その結果、出雲市では退院による生活保護費削減が3年で1億円になった。この削減効果は本人が再入院しない限り今後も継続していくので、経済効果は非常に大きいものである。

このような大きな効果から、モデル事業が終了した後も、出雲市では専属の相談員1名分の費用として年間800万円を出すようになった。また、「ふあっと」が出雲市の生活保護のケースワーカーと年に1回、合同の研修会をしている。

このような成果は報告書で数字をアピールして、しっかりと予算要求することが必要である。計画書は自分らで作成し、それを市から、県、国に提出する。

### 5 出雲市障がい者施策推進協議会の組織について (5 ページ)

内部組織としては次の5つの会議がある。①推進協議会、②専門部会、③ネットワーク会議、④運営会議、⑤サービス調整会議。

まず、⑤サービス調整会議が、毎月事例検討をして、連携をし、問題点を発見する。これを②専門部会と③ネットワーク会議がシステム化する。これを受けて①推進協議会が福祉計画の策定に結び付けている。④運営会議は市と民間の合同の事務局である。

### 6 専門機関との連携体制について (7 ページ以下)

出雲には機能強化(基幹型)相談支援センターが2か所あり、困難事案を扱っている。また、新規退院の事案は、病院から市町村や基幹相談支援センターに持ち込むことになっている。

## 7 質疑応答、その他

### (1) 島根県の居住支援の取組について

島根県の7圏域のうち、2つしか入居保証をしていない（出雲地区と浜田地区）。県として統一された形はまだできていない。「ふあっと」が今後19市町村を回ってヒアリングする予定である。福祉課は手探り状態らしい。県レベルでは、宅建協会に対応しているが、相談支援事業所に対応できていない。各市町村の自立支援協議会が機能していないので、県が動けない。

### (2) 病院からの地域移行のオーダーについて

地域移行が進んでいないのは、病院が地域にオーダーを出さないからだ、病院は地域の対応ができていないとオーダーを出さない、という悪循環がある。

### (3) 問題行動のある方の居住支援ケースについて

妄想で共同住宅に居住できない人には、アセスメントをしっかりと要望を聞き、近所トラブルはチームを組んで対応した。そのほか、ゴミ屋敷に対応したケースや、未婚の母で困難なケースがあった。

### (4) 研究費について

タイムリーなテーマなら国は研究費を出す。県や市は研究費を出さない。

### (5) 矢田さんの意見

相談支援専門員の資格をとって、地域移行・定着のみの相談支援事業所を立ち上げることが重要である。



## 二 施設の視察

### 1 地域生活支援センター「ふあっと」

事務室と談話室とが隣り合わせで、間仕切りは簡易キッチンとカウンターのみで相互に見える構造にしている。相談室は 2 室あり、これらはシェルターとしても利用できるようにしている。



### 2 就労支援事業所「あそび」

地域生活支援センターと同じ敷地内に別棟で建っていた。

事業の種類としては、就労移行支援事業及び就労継続支援事業 B 型である。



業態としては、カフェおよびレストランで、その接客スペースは空間に余裕が

あるとともに、立地に恵まれているせいか、まるでリゾートホテルの喫茶ラウンジのような雰囲気があった。バックヤードも厨房、配膳室などの配置に余裕があり、また出雲の地域性か、米飯は毎日その日に精米したものを提供するために精米機を設置していた。

メニューとしては日替わりランチやカレーがあり、味および価格は市場競争力があると思われたが、アクセス性が不利であることも事実である。

### 三 「コーポめぐみ」視察

「ふあっと」から直線距離で 5km ほどの場所に立地する、家族向けのやや古い集合住宅。3階建て 12戸。

入居者の中に他の入居者とトラブルをおこす家族がいることから空き部屋が多くなっていたところ、交渉して現在は「ふあっと」の関係者が数戸入居している。上記の家族には「ふあっと」が対応して問題を抑えている。

駅やスーパーマーケットも近いが、周囲は住宅街で、静かに暮らせる環境であった。

### 四 「さくら荘」視察

「ふあっと」から直線距離で 3km ほどの場所に立地する、2階建て 10戸の新しい集合住宅。駅やスーパーマーケットも近く、南側が公園という恵まれた立地である。元は学生寮だが、近くにパチンコ屋ができて大学が引いたので「ふあっと」が全戸に入居させている。ただ、空き室リスクを負わないよう、一棟借りではなく、各戸が不動産業者と契約している。

1戸を「お試し部屋」として借りていて、地域移行を始める人に入ってもらっている。

周辺には新しい集合住宅が多く、しかも供給過剰らしく、その多くに空き室がある様子だったので、地域移行に利用できる可能性があると思われた。

以上

## 大牟田市居住支援協議会（福岡県大牟田市）調査報告

日時：平成 27 年 11 月 9 日

場所：福岡県大牟田市社会福祉協議会ほか

出席者（敬称略）：

大牟田市居住支援協議会：梅本、蔵森。

NPO 法人あまやどり高知：入江、森本。

NPO 法人やどかりサポート鹿児島：芝田。

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、長鋪、阪井、永井。

### 第一 取組内容の説明

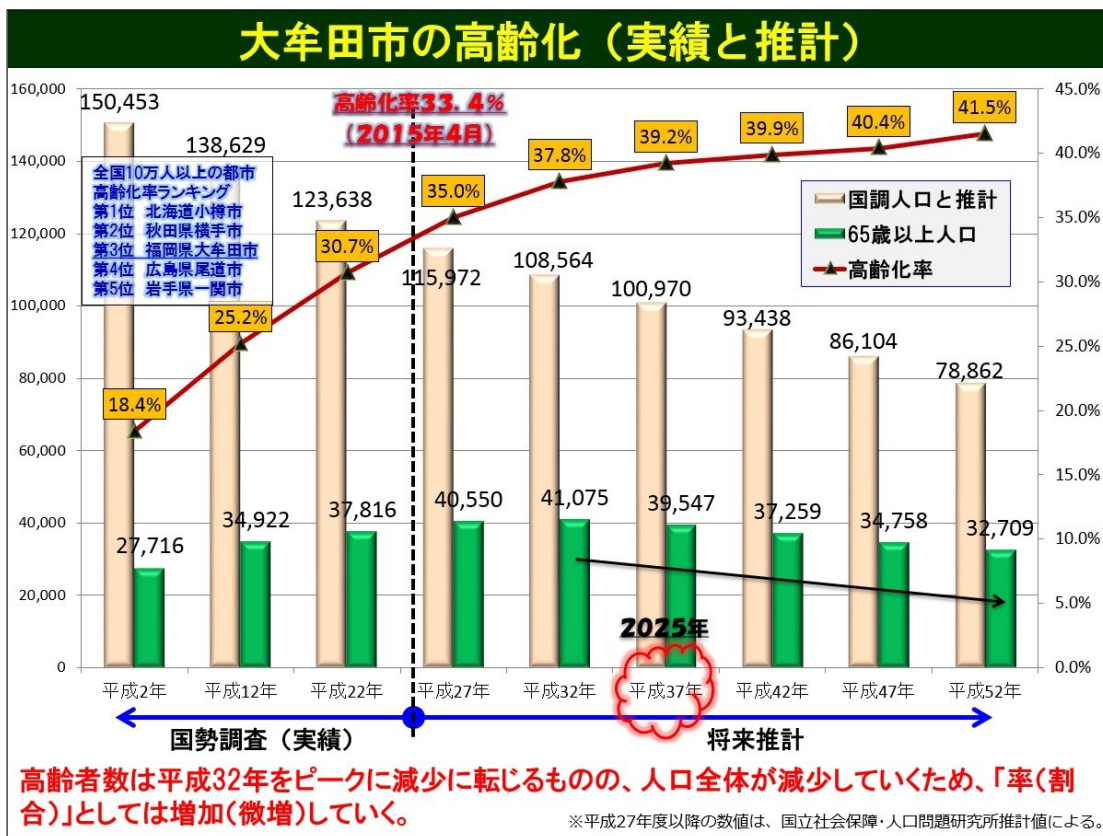
大牟田市社会福祉協議会の会議室で、大牟田市居住支援協議会などの説明を受けた。説明はパワーポイントを使用して行われた。また出席者にはそのパワーポイントの抜粋のプリントアウトが配布された。



#### 一 パワーポイント「まちで、みんなで認知症をつつむ」

- 1 大牟田市の現況と高齢者の実態、大牟田市居住支援協議会設立に際して重要な役割を果たした大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業の概要などを説明された。

大牟田市の現況としては、1960年ころは石炭産業が盛んで20万人余の人口であったが、その後石炭産業が衰退し、それに伴って人口減少と高齢化が進んだ。2015年時点では人口は約12万人、そのうちの高齢者数が4万人超で高齢化率33.7%、後期高齢化率17.8%、世帯数約57,000戸のうち、高齢者がいる世帯数が約29,900戸で約52%、高齢者単身世帯が約13,700戸で24%である。



大牟田市の概況に関して特に説明されたのは、大牟田市の「公民館」という加入制の地縁組織である。その加入率は石炭産業が元気なころは高率であったが、石炭産業の衰退とともに低下し、32%程度まで低下している。現在は様々な組織の集合体である「まちづくり協議会」という形式になり、現在では加入率50%を超えるまで回復した。この加入率が地域で認知症を支えるという活動に影響する。

大牟田市の財政に関しては、平成17年度以降、人件費と公債費を削減できたが、削減分は扶助費の増加によって消費されている。大牟田市の高齢者人口は、平成32年の約41,000人をピークに減少に転じ、平成52年には約33,000人になると予測されている。それゆえ、高齢者用の施設としては、新たに大型の施設を作ることは適切ではなく、小規模の施設を作るか既存施設を転用することが適切であると判断されている。

2 このような状況の中で、高齢者、特に認知症の人を地域で支える取り組みを始めた。平成13年度に、認知症の人とともに暮らす町づくりをテーマにした大牟田市認知症ケア研究会を立ち上げた。

その成果として、平成14年度から大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業を開始した。これは以下の4本の柱から構成されている。

- (1) 認知症コーディネーター養成研修
- (2) 早期支援
- (3) 小中学校の絵本教室、認知症サポーター養成講座
- (4) 高齢者等SOSネットワーク、認知症SOSネットワーク模擬訓練

**～多職種協働・多世代交流・地域協働を生み出そう～**

**認知症コーディネーター養成研修**



**人づくり**

認知症の人の尊厳を支え、本人本位の認知症支援の牽引役、まちづくりの推進者の育成

2年間の研修を終えたコーディネーター修了生は、所属事業所内で認知症ケアを実践する他、地域に認知症の理解を浸透させるために様々な取り組みを実践

**もの忘れ予防・相談検診**  
～介護予防教室「ほのぼの会」



**早期支援**

認知症の早期発見・早期対応を目的として、もの忘れ予防・相談検診を実施

フォローが必要な人は、地域交流施設で開催する認知症予防教室へ

認知症サポートチーム（全国モデル）による継続支援

**大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業**

**小中学校の絵本教室**  
認知症サポーター養成講座



**理解啓発**

子どもの時から、認知症の人の気持ちや支援について学ぶため、小中学校での認知症の絵本の読み聞かせとグループワーク

地域や職域団体等を対象に認知症の正しい知識やつきあい方を学ぶサポーター養成講座（11,000人）

**高齢者等SOSネットワーク**  
～認知症SOSネットワーク模擬訓練～



**地域づくり**

SOSネットワークの実効性を高めるための模擬訓練（12年目）

認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、市民へ認知症の理解と見守りの重要性を啓発し、日常的な声かけ・見守りの意識を高めるとともに、徘徊行方不明発生時に対応するSOSネットワークを構築

- (1) 認知症コーディネーター養成研修  
人づくりの部分で、履修期間2年間、計406時間の研修を参加費および地域支援事業費等で実施するものである。修了条件は、研修の履修完了ではなく、共通理念と協働できる人材かどうかである。
- (2) 早期支援  
認知症の早期発見・早期対応を目的として、もの忘れ予防・相談検診を

実施している。受診者の 3 割から 5 割の人が「支援が必要である」と診断されている。支援が必要と診断された人たちには、介護予防拠点・地域交流施設での認知症予防教室に参加してもらうとともに、その家族にも家族の集い・語らう会に参加してもらっている。

大牟田市では、小規模多機能サービス拠点について、誰もが歩いて行けるように各小学校区に 1 か所を目標に整備している。地域住民自身がサービスの担い手として参加しており、コミュニティの再生等にも寄与している。また、介護予防及び地域交流の拠点として、地域交流施設の併設を義務化している。これには、閉じこもりがちな高齢者に出かける機会を提供すると同時に、多世代の様々な活動により共生型地域コミュニティの拠点とする目的がある。

(3) 小中学校の絵本教室、認知症サポーター養成講座

認知症の理解啓発を目的として、小中学校での認知症の絵本の読み聞かせや、地域や職域団体に認知症の正しい知識やつきあい方を学ぶ認知症サポーター養成講座を実施している。

(4) 高齢者等 SOS ネットワーク、  
認知症 SOS ネットワーク模擬訓練

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目的として、市民に日常的な声かけ・見守りの意識を高めるとともに、徘徊行方不明発生時に対応する SOS ネットワークを構築した。既存の防災目的に構築したネットワークを利用し、高齢者が行方不明になって捜索願が出されたときに、警察が公共機関に配信するほか、大牟田市長寿社会推進課からネットワーク加入者 4,900 人にメール配信する。年平均 20 回程度の利用がある。

模擬訓練を平成 16 年度から年 1 回実施しており、平成 26 年度の訓練の参加者は約 3,000 人であった。

## 二 パワーポイント「大牟田市居住支援協議会について」

- 1 この協議会は、住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者の暮らしを支え、空き家を有効活用することなどを目的として、平成 25 年 6 月に設立された。
- 2 平成 25 年度に空き家の実態調査及び分析を行った。一次調査は、民生委員・児童委員の協力により住宅地図上で空き家と思われる家を抽出し、市が所有者に対する調査を行って空き家を特定した。二次調査として、有明工業高等専門学校建築学科に依頼して、空き家の状態や接道状況などの詳細な調査を実施し、平成 26 年 3 月に「空き家実態調査報告書」をまとめた。

調査の中で、空き家を A～D の 4 段階にランク付けした。A ランクはそのまま使用が可能な状態、B ランクは若干の修繕が必要であると思われる状態で、これらは社会資源として活用の可能性がある。C ランクは使用するためにはかなりの修繕費がかかりそうな状態、D ランクは損傷が著しくて倒壊の危険がある状態と分類している。戸建て空き家の軒数は大牟田市内全体で 2,853 軒（その後、精査した結果 2,333 軒）あり、そのうち A ランクが約 7%、B ランクが約 30%、C ランクが約 49%、D ランクが約 14%であった。D ランクの建物については早急な対策が課題であり、他方、AB ランクを CD ランクに下げないようにする必要があると結論づけている。
- 3 大牟田市居住支援協議会は、福祉・医療関係団体、不動産関係団体、大学などの専門家、及び行政関係の協働によって、家主と住宅確保要配慮者との間で相談にのったり、情報提供をしたりしている。

実際の相談対応は、家主側と入居者側で異なる。

家主側に対しては、協議会の主旨として、入居者は要介護者などがいること、家賃は維持費程度であることを説明し、これに理解を得られた場合に、覚え書きを取り交わして住宅情報システムに登録し、マッチング作業に入る。現状としては床面積が広すぎる物件が多いと感じている。

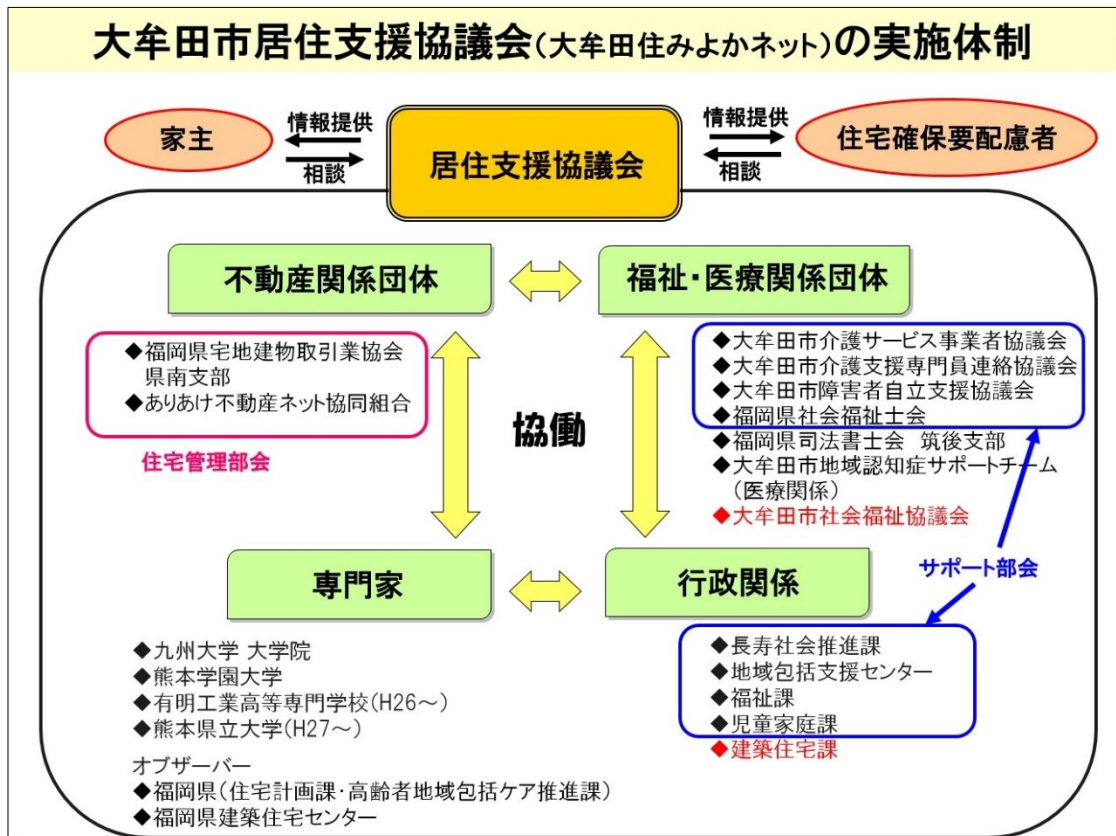
入居者側に対しては、まずアセスメントシートを作成する。社会福祉士などの専門職をメンバーに含めた検討会議を経て、未然にトラブルを防ぐために覚え書きを取り交わす。覚え書きには、ゴミ出しや植木の管理方法および入居後の定期報告などを記載している。その後にマッチング作業をする。

居住支援協議会の設立以後平成 27 年 9 月までの相談件数の合計は 109 件で、主な相談内容は、「現住の家より広い家や家賃の安い家を探している」「空き家を手放したい」「除草などの管理費が高いので困っている」などである。相談件数は平成 26 年に大きく増加したが、その原因は協議会の活動

が報道されたり、大牟田市の広報紙に掲載されたりしたためであると推測している。

協議会の特徴は、流通していない空き家を活用することと、家賃は家の維持費程度とすることである。空き家の維持費に関する大阪市立大学の研究では、住宅の維持費は、空き家の場合は年々増加し、数年後には数十万円になる場合があるとのことである。そこでこの協議会では、人に貸した場合はこの維持費が軽減されるので、安い家賃でも家主には経済的にメリットがあることに着目した。

- 4 入居支援を実施したのは 3 件である。その内容は、未成年であるため公営住宅に申し込みができない姉妹、離婚成立前で公営住宅に入居できない母子、などである。





### 三 NPO 法人大牟田ライフサポートセンターについて

(パワーポイント「誰もが、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるために」)

この NPO は、主に借家への入居に際して求められる保証の問題に対応するために設立した。これまでに保証等に関する実態調査を行い、その結果に対応した事業を展開している。

#### 1 不動産仲介業者向けアンケート

- ・ 単身高齢者・障害者から入居の相談を受けたことがあるという回答、連帯保証人等がない人から入居の相談を受けたことがあるという回答が、それぞれ約 8 割であった。
- ・ 連帯保証人等がない人が入居する場合の不安として、最も多かった回答は孤独死で、約 8 割であった。そのほかでは、退去時の片づけなどが多かった。
- ・ 保証人等がない場合の不動産業者の対応としては、約 3 割が物件紹介を断ると回答し、5 割が民間保証会社を活用すると回答しているが、民間保証会社が利用できなかった場合の対応は不明である。

#### 2 医療機関、介護・福祉施設向けアンケート

- ・ 単身高齢者・障害者から入院・入所に関する相談を受けたことがあるという回答は約 8 割、保証人等がない人から相談を受けたことがあるという回答は約 7 割であった。
- ・ 保証人等がない場合の不安として主なものは、医療機関と介護施設では遺体・身元の引き取り、障害者施設では緊急時の連絡先がないことであった。
- ・ 保証人等がない場合の対応としては、成年後見制度の利用を勧めるという回答が約 55%で最多であったが、入院・入所を断るという回答が 11.3%あった。

- 3 これらのアンケート結果から判明したのは、住居への入居、病院への入院の必要があるのに、連帯保証人がないために断られている人が相当数いるという現実である。そこで、この NPO の事業としては、次のようなものを展開している。

##### (1) 保証人等がない場合の対応

最も多いのは成年後見制度の利用総合相談支援事業として、入居に関する相談のほか、日常生活に関する相談も受け、必要に応じて支援者との連携につなぎ、訪問などもしている。

(2) 入居支援・身元保証事業

これまで10件程度を支援決定した。入院の際も身元保証をし、連絡先にはなる。医療同意はしない。生活支援の面では生活体制の構築をサポートし、家賃保証では民間会社に依頼している。

(3) 遺品整理

預託金を預かってやっている。

新たな事業としては、空き家を、施設でもない自宅でもない中間施設として利用できないか、などを模索している。

- 4 高齢者・障害者差別で入居できないこともあるが、そのような場合は公営住宅に入居している。公営住宅は優先制度があるし、大牟田では場所を選ばなければいつでも入居可能な状態である。ただ、人口が減少していることから今後は公営住宅の戸数を減らしていくと思われるので、いつでも入居可能とはならないかもしれない。

今後の問題としては、現在は支援決定が少ないのでこれを増加させることや、預託金を用意できない人の家財の撤去にどう対応するかなどがある。

四 質疑応答

- ・ 未成年の入居者はゴミ出し、家屋の管理などで大家が心配ではないか？支援はあるか？  
→ 行政の子供関係の部署が関わっている。集金の時に訪問して見守りをしている。
- ・ 空き家紹介の他に、(岡山のような)賃貸住宅の紹介などはしているか？  
→ 現状はしていない。流通している物件を扱うと民業圧迫といわれるので、家賃が固定資産税程度の物件のみ扱っている。
- ・ 入居を認める入居者を限定する基準は？  
→ 一般に借りられない人に限定しているが、連絡、相談自体は受けている。所得で限定するのは困難だと考えている。

(コメント)

鹿児島：本人の所得だけで判断するのではなく、家族などに保証を頼みたくないという場合も受け入れていいのではないか。

岡山：現状の保証人制度は機能によって分解して考えて、金は保険で、見守りは他の手段で考えるべきではないか。

- 空き家はあるが貸したくないという家主を説得するために、賃貸期限を短年数に限る定期借家制度などを紹介しているか。  
→ していない。
- 賃貸住宅を退去する際の原状回復費用は、低所得者では結局負担できないのではないか。  
→ そのような場合の対応は検討中である。
- 見守りを目的とした活動はしているか？  
→ していない。

## 五 補足

大牟田市居住支援協議会の活動は、空き家対策の意味合いが大きい。ABランクをCランク以下にしないという目的がある。

地域交流施設の建設は、国の補助金をもとに民間資金で、介護予防の拠点作りという意味合いで行っている。設置運営は医療・社会福祉法人などが行っており、管理費はその法人が負担している。

## 第二 現地視察

### 一 地域交流センター 障害者就労・自立支援センターたんぽぽ

立地は社会福祉協議会のすぐ裏手の、住宅街の中にある。この作業所では調理作業をして、レストラン営業と、弁当の宅配を行っている。

昼12時過ぎに入ったところ満席であった。窓からの見晴らしもよく、ここで昼食をとったが（日替わり定食600円）、食後にはコーヒーも付いていて、空いている時間帯にゆっくり利用する方法もありうる。





## 二 サロン田崎

空き家を利用して、閉じこもりがちな高齢者に、出かける機会と昼間の居場所を提供するサロン事業をしている。立地は住宅街の中にある一戸建て住宅である。運営は NPO 法人しらかわの会（事務局は近所の医療法人白川病院）で、その主要な構成メンバーは校区社会福祉協議会や、徘徊老人の訓練をきっかけにメンバーに入った町内会長などである。

現在は、週 1 回木曜日にサロンをしている。今はサロンの存在を周知し、利用方法を考えてもらっている段階である。木曜日以外も開いていて、留守番はおらず使用簿に記入して帰ってもらっているが、イタズラは今のところはない。

7か所のサロンを運営している。サロンの会場が小学校の体育館、集会所などの建物の場合は鍵を借りに行ったり返却しに行ったりしないといけないため、そのようなところでは月 1 回程度の開催である。

サロン田崎では、現在のところ週 1 回木曜日にサロンをしている。今はサロンの存在を周知し、利用方法を考えてもらっている段階である。木曜日以外も開いていて、留守番はおらず使用簿に記入して帰ってもらっているが、イタズラは今のところはない。

一般的にサロンでは、ボスのような利用者が出てきていて、他の人が居づらい状況が出てくることがある。自治会に加入していない人は、公民館・集会所は利用しにくいですが、本件のような空き家なら利用しやすい。

本件の建物は、所有者が小規模多機能のサービスの利用者で、「死後は地元で使ってほしい」と言っていた。しかし NPO としては、個人との賃貸借契約はトラブルを考慮するとできなかった。最終的に、社会福祉協議会が間に入って契約している。

家賃は、歳末助け合い募金から助成を受けている活動資金（年間 18 万円）で賄っている。ただ 1 年目なので、様子を見ている状態である。

建物は高度成長期の頃に建てられたと思われるもので、相応に傷んでいるが、廊下や部屋の一部はフローリングが貼られて、きれいになっていると同時に、敷居の段差が解消されてバリアフリーに役立っている。

平成 27 年 9 月から、地域高齢者主体のお茶飲み会を開催している（参加者は 6～7 名）。参加者は徒歩で来ているが、要介護の人などもいる。そのほか、月 1 回で子ども向けのイベントをしており、最近ではハロウィン・パーティを開催した。

2 階部分を住居として賃貸して、その家賃収入でサロンの運営資金を確保したかったが、諸般の事情により実現できなかった。

将来はここでミニデイサービスをやりたいと考えている。高齢者にとって不安が大きいのは入浴で、一人暮らしの高齢者は、何かあった時のために、入浴時に携帯電話を持って風呂に入っているという。この建物であれば、他の部屋に誰かいる状態で、浴室で安心して入浴ができる。

さらには子供が宿題をしに来ることも目指したいが、地元への周知がまだ不十分である。若い親は仕事で忙しいし、子供も忙しい。シングルマザーの支援にもつなげたい。



### 三 小規模多機能型居宅介護施設に併設された介護予防拠点・地域交流施設

JR 大牟田駅からほど近い住宅街に立地している。地域交流施設の部屋には、まともなキッチン、身障者用トイレのほか、会議テーブル、椅子、ホワイトボードが用意されており、さまざまな教室、作業、食事会などの活動に利用できる状態であった。

#### 四 大牟田市居住支援協議会の紹介実績事例

空き家だった物件を、母子世帯に賃貸している事案。住宅街の中にある、立派だがかなり古い純和風の住宅。

#### 五 NPO 法人大牟田ライフサポートセンターの紹介実績事例

空き家だった物件を、精神的に不安定で、子供と分離して生活している母親が利用している事案。住宅街のなかにある、高度成長期のころに建てられたと思われる比較的こじんまりした住宅である。この事例では一人での利用であるが、適切な大きさの建物であった。

以上

## 仙台調査報告

日時：平成 28 年 1 月 15 日、16 日

### 第一 実行委員会（仙台）

日時：平成 28 年 1 月 15 日 12:15～14:30

場所：CLC ひなたぼっこ（宮城県仙台市青葉区）

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人ワンファミリー仙台：立岡。

NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター：高橋、田所。

配布資料：「地域の中で制度にとらわれない支援をする為に 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）国見・千代田のより処 ひなたぼっこ」

- 1 施設の名称は、国見・千代田のより処「ひなたぼっこ」。場所は、仙台市青葉区、東北福祉大学正門の斜め前である。



全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）とは、地域福祉を中心とした福祉全般の中間支援を行ってきた団体で、支援対象を高齢者や障害者に限定せず、課題を抱えている人が地域で生活できる共生型の社会を目指した活動をしている。

「ひなたぼっこ」は、中間支援を行っていた CLC が、介護保険を中心と

した福祉制度のしほりにより、制度にのせられない要援護者への支援力が弱まっていると感じたことから、地域を支援し、地域の福祉力の底上げをはかりながら、要援護者が生活を継続できるようなモデルを構築することを目的として開設した。開設の際は、仙台市経済局委託事業「企画提案型コミュニティビジネス運営事業」の資金を受けた。

活動範囲は小学校区を基本にしている。これは顔が見える範囲で関係を作るためである。この校区は地元の人々の街だが、周辺に大学が多いので学生も多い。ただ古くからの住宅地で、子供は少なくなっており、通勤族はすぐに出て行くので、地元では地域活性化の必要性の高さが認識されている。

CLC ひなたぼっこの建物は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造 3 階建てで、外壁は塗り直されているが、内部構造はかなり古い。もともとは男子学生の下宿だったが、大家が高齢になって下宿屋をやめたあとの 1 階及び 2 階を借りている。1 階の一部はラーメン屋だったものを改装している。3 階は現在も大家の自宅である。

2 「ひなたぼっこ」の活動の柱は以下の 3 点である。

- ① 孤立を防止するためのつながり・集いの場を作る
- ② 地域生活の支援
- ③ 働くこと・役割づくり

3 上記活動の柱の、① 孤立を防止するためのつながり・集いの場を作る活動としては、以下のような活動をしている。

- ・ 地域食堂：月曜日から金曜日までの間、昼食を 500 円で提供している。目的は、食べ終わった後もすぐには帰らず、しばらくおしゃべりを楽しんでもらうこと。長い人は夕方までいる。





- ・ 居酒屋：原則として金曜日だけ開いているが、予約があればほかの日も営業する。
- ・ 朝 9 時にみんなで集まって、ラジオ体操をして、そのあとお茶を飲む。
- ・ 講座：地域の人たちを対象に、ホームヘルパー 2 級講座を開催する。地域生活支援講座で行政に頼らない地域作りや看取りなどをテーマに勉強会を開催したときには 10 人程度の参加があった。
- ・ 趣味のサークルや老人会の誕生会に利用してもらう。
- ・ 当事者団体のミーティングにも利用してもらっている。
- ・ 地域情報誌「みんなのわ」発行：地域資源の見直し、「ひなたぼっこ」活動の広報を主なテーマにしている、連合町内会を經由し市広報とともに小学校区全戸に配布している。

4 上記活動の柱の、②地域生活の支援としては、以下のような活動をしている。

- ・ 見守り付き弁当配達：震災直後に弁当の配布をしたのがきっかけで、現在は 300 円と 500 円の弁当の配達をしている。300 円の弁当は、量が少なめで高齢者には喜ばれているが、原価は厳しい。
- ・ 買い物支援：上記の弁当配達の流れで始まった活動である。弁当は昼食と夕食の配達をしていたが、朝食の弁当配達サービスはしていなかった。そこへ福祉関係者から朝に食材を届けてほしいと言われたことがきっかけで始まった。1 回 300 円で食品 3 点を届けている。
- ・ 子供一時預かり：子育てサロンからの要望で始めた。親が病院に行っている間などの利用を想定している。保育士が対応しているが、届出不要な範囲である。
- ・ 緊急受け入れ対応：これは制度外のサービスであるが 24 時間対応している。きっかけは、火事で焼け出された高齢者で地域とも親戚とも関係性が良くない人を受け入れたこと（事例 1）。

緊急受け入れ対応について、配布資料には 6 件の事例が紹介されている。その中でもとりわけ事例 1 は特別養護老人ホームに入所を断られた人、事例 6 は自由度の高い生活環境を必要とする人を受け入れたという点で、注目に値する。「既存の制度では対応できない部分に、地域の支え合いと専門機関や事業所などとのネットワークで対応する仕組みづくりを目指す」というひなたぼっこの活動が、現在も社会に必要であることを示している。

（事例 1）この人物は当時介護認定を受けておらず、特別養護老人ホームに断られたところを受け入れた。その後脳溢血で入院し、退院時は要介護 5 に

なっていた。本人がひなたぼっこで住みたいと希望し、胃ろう介護は不安だったが、訪問医療と連携し、研修を受けて受け入れた。訪問医療、訪問入浴、デイサービスを利用しながら、今も生活していて、看取る予定である。

(事例6) 本件対象者は路上生活者であった。住まいを得ても自由度が高くないともたないとの仙台市青葉区生活保護課の判断のもと、紆余曲折を経て最終的に自由度が高いひなたぼっこに入居した。末期がんのターミナル期をひなたぼっこで過ごし、最期の体調悪化で再入院して1週間後に亡くなった。葬儀にはひなたぼっこの2名のみが出席した。

緊急受け入れ対応については、仙台市外からも相談を受けている。どのような課題を抱えた人であっても相談を受ける。トラブル等でほかの施設に居られない人の相談が最近増えている。一時預かりという形で受け入れて、課題を解決してから地域や新しい生活の場に帰す。元々は高齢者が多かったが、近年は障害者が増加して、今は障害者の方が多いくらいである。

- ・ 自立準備ホーム：制度外だったが、一昨年から自立準備ホームを運営していて、最大2名を受け入れている。
  - ・ 障害者ショートステイ：平成27年11月から障害者ショートステイ事業所認定を受けている。
- 5 上記活動の柱の、③働くこと・役割づくりとしては、以下のような活動をしている。
- ・ 視覚障害者のマッサージサロン：マッサージ師の資格を取っても就職ができずに家にいた人について、就労支援まではできないが、対人関係の練習ができる場として運営した。ほかに類似の施設ができたので、平成27年12月で終了した。
  - ・ 就労体験の受け入れ：生活困窮者や被災者の就労支援機関から、就労体験希望者を受け入れる（継続中）。
  - ・ 地域の高齢者の働く場：軽い認知症の人をスタッフとして雇用していた。今は該当する人はいない。
- 6 他の活動：運営推進委員会
- 2か月に1回開催している。地域の人に入ってもらって、活動報告するほか、提案、助言をいただいている。

## 7 震災時のひなたぼっこの活動

- ・ 一時的避難場所の運営。避難所で生活できなかった人などを受け入れた。
- ・ 被災支援団体の事務局として、被災した施設や避難所へ専門職を派遣する拠点となった。全国から被災地支援にあたる専門職を募集して、オリエンテーションを実施し、沿岸部に派遣した。震災後 2 週間 AMDA が拠点を置いていた。

## 8 現在の課題は人材と運営資金の確保である。

ひなたぼっこは福祉分野の救急病院的な役割を果たしており、この機能は社会にとって必要であることはまちがいない。しかし、現在はスタッフ 14 名（パート含む）でひなたぼっこの活動を回していて、負担が大きすぎる。また、建物設備が老朽化しているので、改修が必要な状態だが、存立が不安定な状況では改修に手を付けられない。

## 9 質疑応答・補足説明

- ・ サロンは、利用者同士の関係と人件費が問題になる。ボランティアが相当人数必要である。
- ・ 介護認定があるかないか、手帳があるかないかで行政サービスが線引きされる。DV 防止法の DV ではない家庭内暴力も受け皿がない。介護認定制度ができた後に、介護認定から外れた人の受け皿がなくなった。それらをひなたぼっこで受けている。
- ・ 24 時間体制で、夜勤をスタッフ 5 人で回しているが、これは大変。本部からの助っ人が来るのは特別な受け入れケース等の場合のみ。人を減らした後は緊急対応が中心になる。
- ・ 来年度は厚生労働省がモデル的に福祉総合コーディネートを実施することになっている。全国約 50 か所で各県 1 か所。既存の福祉制度外の人たちの支援をするのが狙いだと思われるので、これは人件費の確保につながるかもしれない。制度外の人々の支援にはこれまでのノウハウとは違うものが必要。
- ・ 仙台での精神障害者の地域移行の受け皿はグループホームである。事実上は困り込みになっている。しかしあまり話題になっていない。
- ・ 公的助成終了で、運営資金の確保が困難になっている。
- ・ 施設基準や人員基準は満たしている。消防からは入居者の障害のレベルを厳しく聞かれた。平均の要介護度を聞かれたが、制度外の人を多く受け入れているので低い。

## 10 視察（ひなたぼっこのサロン・食堂・居室）

1階はカフェの接客部分と、厨房、入居者のための食堂である。カフェの接客部分は、ひなたぼっこが入居する以前は学生向けのラーメン屋だった。弁当配食をしていたときは厨房部分と入居者のための食堂で数十食を作っており、かなり厳しかったらしい。

視覚障害者のマッサージの研修室があった。



## 第二 調査（NPO 法人みやぎこうでねいと）

### 一 概略

日時：平成 28 年 1 月 15 日 15:00～16:30

場所：みやぎこうでねいと事務所

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかもやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人ワンファミリー仙台：立岡。

NPO 法人みやぎこうでねいと：理事長ほか 4 名。

### 二 議事内容：

#### 1 NPO 法人みやぎこうでねいとの取組説明

障害者以外にも住居を求めている人がいる。居宅提供支援ということで、対象者が偏るのはよくないので、入居サポートセンターを作った。行政の分類による、高齢者・障害者・DV 被害者などに該当していなければ居宅提供支援をしても補助金等の対象にならないので、自主事業で成り立たせようとしている。成功パターンができれば、全国で使えるマニュアルを作りたい。

こうでねいとの入居サポート事業は、事業として自立しなければならない。入居困難者を対象とした居宅提供事業はひとつの産業として成立するし、地域に広げるためには成立させないといけない。ただ、地域の特性に合わせて事業をおこなう必要がある。

#### 2 セイフティアハウスとグループホームの運営について

入居困難者のアパート入居に際して、大家の協力がなかなか得られなかったので、借り上げて貸すというサブリース類似の形態をとっている。サブリースした物件を、福祉的居宅として活用する旨を大家に説明し、了承を得ている。基本的に障がい者や要介護者を前提としてはいないので、家屋の用途変更はしていない。家財道具は入居者各自が用意する。

セイフティアパートも、グループホームも、家主からこうでねいとが通常の家賃の半額で一棟借り（サブリースの仕入れ）をしている。それぞれの入居者にこうでねいとが賃貸する際は、通常の家賃で賃貸している。

入居の申し込みがあった時点でそれぞれの申込者についての相談シートを作って、入居待機者として登録しておく。大家のリスク軽減のために、見守りサービスの利用を条件にしている。入居前の支援が入居後に切れた場合は、そのとき考える。

全国でも類似の事業はあるが発展していない。その理由は、大家がリスク

を嫌っていることである。そこで、大家のリスクを軽減するために入居者に見守りサービスをしている。見守り担当者は資格不問だが、支援できる人材によって週1回の見守りをしている。入居者の高齢化により、介護事業所と提携して対応している。

セイフティハウスとしての利用契約は、賃貸に見守りサービスを付加した契約にしている。東京は5年経って軌道に乗ってきた。京都も開設の準備をすすめている。

セイフティハウス契約は、サービス提供料として、ひと月あたり5,000円から10,000円を加算し、これを賃貸借契約の条件としている。50人なら50万円を確保できる。セイフティハウスの契約者の8割から9割は生活保護受給者だが、見守りサービスの利用料金を住居費（住宅扶助）ではなく、生活費（生活扶助）の範囲から出すのは問題ない。自動引き落としにしている。

不払いが2か月あると、賃貸借契約を解除することとしているが、これまで遅れたことはない。死亡時、入院時、逮捕時は生活保護が止まるときがあるが家賃は払うので、そのための内部留保は必要である。

セイフティハウスに入る人は、グループホームに入らなくてもいい人なので、セイフティハウスの建物に管理人的に居住している人はいない。セイフティハウスの見守りは、自立生活しているかどうかを見ている。担当者一人で20人から50人程度を担当している。

グループホームは、食事提供がある建物とない建物がある。グループホームの世話人は13人いる。セイフティハウスでは担当者4人で利用者90人を見ていて、訪問時は玄関先で話をするので1人あたり5分程度である。

5階建ての元学生寮で、長期利用の通常の居室以外に、一時的利用のシェルター、体験部屋を保持している。応用ができる。

### 3 意見交換

- ・ 緊急の対応は、自由に使える管理物件と人手があればできる。外部の支援者は、緊急連絡先のようなもの。
- ・ こうでねいとでは、入居者のうち高齢者が3割程度になっている。今後は医療が必要になるが、医療担当の人材は自前で用意できないので、地域包括支援センターをはじめ、看護や介護のサービス提供事業所と提携する。
- ・ 利用者からの長電話は、10分までなどルールを決めて制限しないといけない。
- ・ 障害支援区分4とか5の人を受け入れるのは大変。仙台は、重い障害支援区分の人を重点的に受け入れているグループホームがある。

四 視察（NPO 法人みやぎこうでねいと運営のグループホーム）

日時：平成 28 年 1 月 16 日 9:00～9:30

場所：こうでねいとのグループホーム「ひまわりハイツ」

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人ワンファミリー仙台：立岡

NPO 法人みやぎこうでねいと：2 名。

元は専門学校の学生寮で、鉄骨造 5 階建ての建物の全体を使用している。食事付きのグループホームのような形態で、1 階に食堂や厨房、風呂があり、2 階より上が居室になっている。



### 第三 調査（NPO 法人ワンファミリー仙台）

#### 一 視察概略

日時：平成 28 年 1 月 16 日 9:45～11:00

場所：ワンファミリー仙台のシェルター・無料低額宿泊所・事務所

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかもやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人ワンファミリー仙台：立岡。

#### 二 議事内容

ワンファミリー仙台はホームレス支援からスタートした。具体的には、ホームレスの人たちとスタッフが一緒に仙台市中心街の清掃をして、その労働の対価としてタバコ代程度のお金を渡して炊き出しを食べてもらう活動をしていた。その後、入居型施設を設置した。今ではシェルターや無料低額宿泊所（入居型施設）を運営している。

シェルターの特徴は、短期で転居できるようにシェルター内では落ち着くことがないようにしていることである。二段ベッドを 2 台置いている部屋が二部屋、そのほか風邪をひいている人が入居してきた場合などに使用する個室がある。



シェルター利用者には、毎朝シェルターを出てワンファミリーの事務所まで歩いてきてもらって、そこで転居や就職の相談を受けている。平成 27 年 4 月から 12 月までの利用者は 108 人であった。利用者は、直近の住所地が宮城県外というのが 48%で、除染作業で宮城に来たが仕事にあぶれてホームレスになった人も多い。退去後の行き先としては、ホームレス自立支援センターが 57%など



となっている。

無料低額宿泊所については、一人ずつフェイスシートや個別支援計画書を作成して、本人の希望、生活歴、家族、健康状態、経済状況などを踏まえて、支援をしている。ただ、入居はしたものの家賃を払わずに行方不明になる人もおり、損失が大きい状況にある。

#### 第四 視察（パーソナルサポートセンター）

##### 一 視察概略

日時：平成 28 年 1 月 16 日 9:45～11:00

場所：一般社団法人パーソナルサポートセンター

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人ワンファミリー仙台：立岡。

一般社団法人パーソナルサポートセンター：1 名。

##### 二 議事内容

パーソナルサポートセンター（PSC）の活動内容は、相談支援事業である。特に制度の狭間の人を対象としている。ホームレス支援、子ども支援、障害者支援などを主な活動とする NPO 等が構成団体になっている。CLC ひなたぼっこも構成団体のひとつである。

東日本大震災の直前に立ち上げた団体である。被災したことにより、見守り、サロン、就労支援、課題がある人を相手にした総合相談、就労準備支援、困窮者支援をしている。困窮者支援については県や市の委託を受けている。

緊急雇用事業の資金を受けて最初の活動がはじまる。

支援の質を高めるために、スタッフには様々な資格をとってもらっている。

就労希望者に職業体験実習してもらおう取り組みをしている。インセンティブとして、本人への奨励金を 5 日目に 1 万円、20 日目に 7 万円渡す。実習者を受け入れる会社には一日 3,000 円を出している。

被災者の転居支援については、仙台市においては被災者からの相談により対応する。宮城県においては各被災市町において連絡が付かない被災者のフォローをしている。PSC は宮城県と仙台市からともに委託を受けている。

また転居支援に関しては、自分たちは決して追い出し屋にはならないと決めている。本人が居住を希望する地域の不動産屋に同行し、保証協会に照会をかけて、だめだったら保証人の要らない物件への転居支援を実施している。また、ケースにより必要な人は生活保護につなぐ支援も実施している。基本的に生活困窮者の相談同様に、被災者へも伴走する支援を実施している。

仙台市の市営住宅は建設公社が管理しているが、PSC は建設公社から高齢化率の高い 120 世帯の見守り訪問等の委託を受けている。週 2～3 回の訪問を実施している。

以上

## 福島調査報告

日時：平成 28 年 1 月 16 日、17 日

場所：福島県浪江町、二本松市、本宮市、郡山市

### 第一 視察（浪江町）

#### 一 視察概略

日時：平成 28 年 1 月 16 日 14:30～16:00

場所：浪江町（役場・津波被害地区・商店街・コーヒータイム 2 号館・居宅）

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

内容：（被災者の話を聞くための前提として）津波被害・放射線被害がある地域の現状調査

#### 二 感想

まずは地震の震度 6 程度の揺れによる建物の損傷が目についた。住宅の外壁には大きな損傷は見られなくても、屋根瓦が破損している建物が多く、それが避難によって補修できていないことから、その後の雨水の浸入による損傷が深刻であろうと思われた。



この日は土曜日であったが、浪江町役場では通行許可証の発行などのための職員が業務をしていた。また工事関係者も作業をしていた。



浪江町役場の少し西にある商店街では、非木造の建物は地震による被害はさほど目につかないが、それだけに人通りがないことと、町全体が埃を被っていることに異様さを感じた。

上記商店街にある「ぷらっと浪江」の建物は、建物自体の損傷は目につかないが、シャッターがゆがんで開けることができなくなっていた。またその前にイノシシの糞が放置されているのが、この地域の現状を示していた。



このような状況から、避難が解除された後も、住民が戻ってきて通常の生活を始めるには相当の期間と資金が必要であろう。

## 第二 実行委員会（福島）

日時：平成 28 年 1 月 16 日 17:00～19:00

場所：コーヒータイム（二本松駅前）

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本ほか 3 名。

コーヒータイムは、平成 18 年、浪江町内の小規模作業所として誕生した。平成 20 年に NPO 法人となり、障害福祉サービス事業を行ってきた。震災後、日中みんなが過ごせる場所をつくりたいとの思いから、平成 23 年 10 月、JR 二本松駅のすぐ近くの二本松市民交流センターの 1 階で物品販売と喫茶店を再開した。就労支援 B 型作業所を運営している。ここで販売している商品は、仮設住宅の集会室などで仮設住宅入居者が作った手芸品、障害者作業所で作った物品、地元の焼き物などである。ここで販売された商品の売り上げの一部が、作った人たちに入るようになっている。

## 第三 視察（二本松市旧平石小学校応急仮設住宅の自治会集会室）

日時：平成 28 年 1 月 17 日 8:45～9:15

場所：仮設住宅の自治会事務所

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

仮設住宅自治会長

復興住宅の申し込みにはグループ申し込みの制度があるが、高齢者には優先住宅部分がある。息子夫婦と親夫婦がそれぞれ申し込んだら、優先と一般部分に分かれて抽選されるので、グループ申し込みの意味がない。また、高齢者・障害者優先部分が少なく、実質的には優先的な取り扱いが受けられていない。

東電の補償対象が紙一重で、同様に避難した人の間でも東電の補償があるなしの差があり、妬みがある。いわきでは、東電の補償で家を建てて入居して生活していた人が停電になったと思ったら、近所の人に電力線を切断されていたという事例があった。他には、入居して隣近所にタオル 1 本ずつをもって挨拶に行ったら、翌日そのタオルをまとめて返しに来た事例など。家を建てたが、居づらくなって売って出て行った家族もある。津波で家を失った人で、他の被災者で家が残った人が家を見に行くときに嫌みを言う人もいた。避難している間に、自宅

の蔵を泥棒に破られたのは、「人にやられた」というのがショックだったとのお話だった。その意味は、「地震や津波という自然災害は辛いけれども仕方がないとも思うし、頑張ろうとも思えるが、たくさんの人たちが仮設住宅で励ましあって頑張っている時に、避難者が困っていることをわかったうえで、悪意をもって泥棒に入る人たちがいるということがショックだった」ということだと思われる。

仮設住宅の入居者の中には、以前は農業などをしていたが現在ではそのような仕事をするのができず、時間を持て余している人も多い。中には昼間から飲酒している人もいる。

集会室にはいくつかの会議机が置いてあり、そのいくつかにはミシンが置いてあって、手芸品を作る作業をしている。この集会所は床が非常に冷たくて、落ち着いて過ごすのは容易ではなかった。



## 第四 視察（二本松市旧平石小学校応急仮設住宅内の居室）

### 一 視察概略

日時：平成 28 年 1 月 17 日 9:15～10:00

場所：仮設住宅の居室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

### 二 感想

#### 1 仮設住宅退去後もサポートが必要である

仮設住宅の建物は工事現場で使われる現場事務所のプレハブである。各世帯の居室は一般的なワンルームマンションより狭い。これでは生活しているだけで強いストレスを受けることは避けられない。寝るときには荷物を片付けないと布団を敷くこともできず、目覚めれば目の前に壁がある状態である。とりわけ、仮設住宅に入居している人たちは、都会の集合住宅の比較的狭い環境で生活してきた人ではなく、それまで農村地帯の一軒家で庭や畑に囲まれて生活していた人たちがほとんどであり、いきなりこのような狭い生活環境に変更されたものである。これでは住宅で休養して気力を回復するというような機能は乏しいと言わざるをえない。現在の日本の住環境を基準にすると、人間的な生活環境とはいえない。

この現状から今後の対応として留意すべきことは、このような状態では長期的な人生設計を冷静に判断することが困難であろうことである。つまり、この仮設住宅を出て災害復興住宅などに入居した後に、ようやく冷静に考えられるようになる。とりわけ高齢者においては、もともとは人生を全うするまで自宅で同居するはずであった就労世代の子供たちが被災によって以前の仕事を失ったために他所に行き、今さら他所になじむことに抵抗感があるため高齢者だけが残された形になっている。高齢者たちが、高齢者だけが住む自宅を再建するのか、やがては老人ホームなどに入居するのでそれまでの間を賃貸住宅で過ごすという選択をするのか、震災以前の人生設計をやり直す可能性があることである。

仮設住宅を出た後も、このような人生設計を考え直す際の情報提供などのサポートと、住まいの選択をした後の様々なサポートを用意すべきであろう。

#### 2 仮設住宅の異常な湿度について

そのほか、仮設住宅で印象的であったのは、床が非常に冷たいことであった。その冷たさは、靴下 1 枚では立っていて気持ち悪くなるほどで、ここで毎日生

活していれば、その不快感によって誰もがストレスを感じざるをえない。その直接の原因としては、床板やカーペットの断熱性能が低いことである。一方、床板には広範囲に高密度でカビが生えていて、床の湿度が異常に高いことが見える。それゆえ、床の上にカーペットなどを敷くとさらに湿気が抜けにくくなり、カビが増えることも自明である。

この異常な高湿度の原因は、(1) 仮設住宅の屋根の樋の排水を単に地面に流すだけで排水路を設置していないので、雨水が仮設住宅の床下に流れ込んでいること、(2) 仮設住宅用地はグラウンドでそれ自体は水はけが良いが、その上にコンクリートを破碎して作った再生砕石を敷いており、その保水性が高いゆえに樋から流れ出た水分を長く保持していること、(3) 再生砕石を敷いた後に通路部分だけにアスファルトを敷設して高さを増したため、仮設住宅が建っている部分が高い通路に囲まれて池のようになっていて排水ができないことによる。

この排水の問題を解決するためには、各樋の排水をグラウンド外に流す排水路を設置することと、再生砕石が吸収した水を下のグラウンド面に落とす必要がある。応急的な措置としては、樋の雨水の排水として再生砕石の層を掘り抜いて短い塩ビパイプなどを埋設して地盤のグラウンドに雨水を吸収させるようにすることと、樋以外の部分でもメッシュの配管などを埋設して再生砕石が保水している水分を地盤のグラウンドに流下させるようにすることが必要であろう。

### 3 各戸の郵便受けに葬儀会社のパンフレットが入っていたことについて

仮設住宅の各戸の郵便受けに、葬儀会社が宣伝用パンフレットを入れていた。入居者のニーズがあるからこそ、このようなパンフレットを入れているのであろうから、これ自体を非難するものではない。しかし、葬儀がこれだけ身近であるという生活環境は、一般的な生活とは異質である。そして何より入居者にとってみれば、自分の郵便受けに入れられた葬儀社のパンフレットを見るたびに、自分たちが置かれている状況を改めて眼前に突き付けられる心情は、日常的な範囲ではない。





第五 視察（浪江町役場二本松事務所）

日時：平成 28 年 1 月 17 日 10:10～10:20

場所：浪江町役場二本松事務所

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

浪江町が、二本松市内の工業団地の一区画を賃借して、浪江町の住民で二本松市内の仮設住宅に避難している人たちに住民サービスを提供するための出張所を建てた。この借地には期限があって返還する必要がある。訪問したのは日曜日で業務はしていなかったが、職員が窓口において簡単な相談などには対応していた。

第六 視察（二本松市安達運動場応急仮設住宅内の居室）

日時：平成 28 年 1 月 17 日 10:45～11:15

場所：安達仮設住宅の居室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

橋本さんの知人

お話をうかがった入居者は、避難地域外の畑に行って白菜などを作り、これを知り合いに配るなどして、生活の張り合いにしている。

第七 視察（本宮市恵向公園応急仮設住宅内の居室）

日時：平成 28 年 1 月 17 日 11:50～12:30

場所：本宮仮設住宅（木造）の居室

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

橋本さんの知人

ここでの印象的なことは、居室の床が二本松の仮設住宅のような冷たさが無いということであった。これは床材の厚みが大きいことと、地盤の排水が正常にできていることによる。また、動物を飼う世帯のエリアが設けてあり、そこでの犬の存在が住民の気分をいくらか和ませる効果があると思われた。



#### 第八 視察（復興公営住宅のモデルルーム）

日時：平成28年1月17日 13:00～13:30

場所：福島県郡山合同庁舎駐車場

出席者（敬称略）：

NPO 法人おかもやま入居支援センター：井上、阪井、永井、水澤。

NPO 法人あまやどり高知：岡村。

NPO 法人コーヒータイム：橋本。

- 1 完成前のマンションがモデルルームを設置して公開しているように、福島県郡山合同庁舎の駐車場に復興公営住宅の標準タイプの居室のモデルルームを建てて公開していた。ここでは2LDK（専有面積約60㎡≒18坪）と、3LDK（同70㎡≒21坪）の2タイプがあった。この2種の違いは居室が3室か4室かの違いで、台所などは共通である。実態としては、この地域の一般的な公営住宅に準ずる内容になっていると思われる。
- 2 この居室なら人間らしい生活ができると思えた。ただ、このような居室での生活はいわば街中の生活であり、機能的で便利ではあるが、これまで農村地域の一軒家で兼業農家などとして生活していた人たちにとっては、生活のスタイルを根本的に変えなければならない。これだけ大幅に生活スタイルを変えろというのは、高齢者にはかなり厳しいように思われる。

- 3 各災害復興住宅に公民館的な集会室が設けられれば、その使い方によっては高齢者が昼間を過ごす一つの場所にはなりうるが、そこで何をするのが問題である。



- 4 図面によると居室の外部に植栽か吹き抜けを設けるという記載があったが、この復興公営住宅のように居室が広くない場合は、そのスペースに居室や納戸を設ける方がよいであろう。もし、一般の公営住宅の床面積との均衡の観点などから居室等を設けることができないのであれば、このスペースは玄関の周囲に設けた方が使い勝手は良くなると思われる。

和室の押し入れの上部には天袋が付いていて、季節外れの布団や衣類などを入れておけるが、洋間のクローゼットの上部のスペースはこのような使い方はできそうにない。もともとの面積が限られているだけに、収納確保のための細かい工夫が必要であろう。

以上

## シェルター運営事業

今年度、ワンルームマンション 1 室と借家 1 軒を借り上げてシェルターを運営しました。ここでの「シェルター」とは、家具や日用品と数日分の食料を用意していつでも宿泊できるようにしてある部屋のこと、必要に応じて緊急的・一時的な住まいとして利用します。シェルター利用者は 1 か月以内を目途に次の住まいへ移れるように、法人内外の関係者が支援を行いました。

今年度の後半は、シェルターから転居・就労を目指すばかりでなく、まずは長期的な住まいを確保して、それから医療・福祉など必要な支援を提供する「ハウジングファースト」の考え方に基づいた支援を行いました。利用開始当初は、おかやま入居支援センターが借りている部屋に住む形になりますが、生活保護を受給する・就職するなどして経済的な生活の基盤が整ったときには、シェルターとして使っていた部屋を利用者自らが家主から借りる契約を結び、同じ物件に住み続けることも選択肢のひとつに加えました。

平成 27 年 4 月から平成 28 年 2 月末までに、ワンルームマンションのシェルターは 4 件の利用がありました。1 件目の利用者は、シェルターを利用している間に転居先を見つけて転居しました。2 件目の利用者は、シェルターを利用している間に寮付きの仕事に就職が決まり、転居しました。3 件目の利用者はシェルター利用中に生活保護受給を開始し、シェルターとして使っていた物件を自ら家主から借りる契約に切り替えました。4 件目の利用者は平成 28 年 2 月末現在シェルターを利用中です。

借家のシェルターは平成 27 年末に緊急的な利用ニーズに対応するために借り上げ、平成 28 年 1 月末までの約 1 か月間、家族での利用が 1 件ありました。この利用者はシェルター利用中に生活保護受給を開始し、シェルターとして使っていた物件を平成 28 年 2 月からは自ら家主から借りる契約に切り替えました。

シェルターとして使っていた物件に住み続けることにより、職場・学校・買い物に行く店などといった生活環境が変わらず安定した生活が送れる、シェルター利用時の支援者と離れず継続的に関われるというメリットがありました。一方で、シェルター利用者が物件の借り主として住むことになると、次のシェルター利用者のために物件や家具を確保しなくてはなりません。物件や家具を常に用意できるとは限らないことが課題です。

## 平成 27 年度活動報告会

「居住支援調査報告会～出雲・大牟田・東北の調査から見えてきた課題～」

日時：平成 28 年 2 月 20 日 14:00～16:45

場所：岡山市勤労者福祉センター4階 大会議室

今年度の実行委員会の取組みを振り返り、視察報告と見えてきた課題についての議論を共有する活動報告会を開催しました。



14:00-15:05 第1部 活動報告 井上雅雄（おかやま入居支援センター）

15:10-16:45 第2部 パネルディスカッション

「出雲・大牟田・東北の調査から見えてきた課題」

コーディネーター 井上雅雄（おかやま入居支援センター）

パネリスト 芝田淳（やどかりサポート鹿児島）

森本朋之（あまやどり高知）

蔵森久美子（大牟田市居住支援協議会）

永井一郎（おかやま入居支援センター）

会場発言 阪井ひとみ（おかやま入居支援センター）

藤井操一郎（おかやま入居支援センター）

**独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業**